

外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面  
(外国為替証拠金取引に係るご注意) 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

新	旧																
(現行通り)	(略)																
P2	P2																
<u>2019年6月</u>	平成 <u>30年12月</u>																
(現行通り)	(中略)																
P3	P3																
・ 決済にともなう金銭の授受…………… <u>11</u>	・ 決済にともなう金銭の授受…………… <u>12</u>																
(現行通り)	(中略)																
P4	P4																
<b>価格変動リスク</b>	<b>価格変動リスク</b>																
<p>・ 通貨の価格の変動によって損失が生じることがあります。さらに、お客様の差し入れた証拠金の額に比して取引金額が大きいため、その損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。</p> <p>・ お預かりしている証拠金の額を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けておりますが、相場の急激な変動によって証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>・ 通貨の価格の変動によって損失が生じることがあります。さらに、お客様の差し入れた証拠金の額に比して取引金額が大きいため、その損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。</p> <p>・ お預かりしている証拠金の額を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けておりますが、相場の急激な変動によって証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。</p> <p style="text-align: center;"><u>また、当社のロスカット方式につきましては、「SBI FXTRADE」では『口座全体』と『通貨ペア別計算』の2種類から選択（初期設定は『口座全体』）することができますが、「積立FX」では、『口座全体』のみとなります。『通貨ペア別計算』を選択された場合、ロスカット水準に該当する通貨ペアのロスカット損失額によっては、他の通貨ペアが証拠金規制に抵触する場合があります。不足額を解消していただく必要がありますのでご注意ください。</u></p>																
(現行通り)	(中略)																
P7	P7																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取扱通貨ペア</th> <th>取引単位</th> <th>レート の表示方法</th> <th>呼値の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国ウォン</td> <td>100韓国ウ</td> <td>100韓国ウ</td> <td>0.0001 円</td> </tr> </tbody> </table>	取扱通貨ペア	取引単位	レート の表示方法	呼値の単位	韓国ウォン	100韓国ウ	100韓国ウ	0.0001 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取扱通貨ペア</th> <th>取引単位</th> <th>レート の表示方法</th> <th>呼値の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国ウォン</td> <td>100韓国ウ</td> <td>100韓国ウ</td> <td>0.0001 円</td> </tr> </tbody> </table>	取扱通貨ペア	取引単位	レート の表示方法	呼値の単位	韓国ウォン	100韓国ウ	100韓国ウ	0.0001 円
取扱通貨ペア	取引単位	レート の表示方法	呼値の単位														
韓国ウォン	100韓国ウ	100韓国ウ	0.0001 円														
取扱通貨ペア	取引単位	レート の表示方法	呼値の単位														
韓国ウォン	100韓国ウ	100韓国ウ	0.0001 円														

/円	オン単位 (注6)	オンあたり の円 (注6)	
----	--------------	------------------	--

(注6) 韓国ウォン/円は100通貨のレート表示を行い、1取引単位は100通貨となります。

(現行通り)

P10

(2) 証拠金の差入れ

新規に売買注文を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座 (FXクリアリング信託株式会社名義の金融機関口座を含む。) に振込送金する方法によって証拠金の入金を行うものとします。「SBI FXTRADE」は、当社が当該口座への証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引を行うことができます。証拠金の入出金は、金融機関等によって時間が掛かる場合があります、これに起因するお客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず、反映までに2 営業日程度時間を要する場合があります。不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

(現行通り)

P11

ロスカット方式	ロスカット水準	ロスカット対象
口座全体	証拠金維持率が 50%を下回った場合	すべての建玉

(削除)

ただし、相場の状況によってロスカット水準に達した

/円	オン単位 (注5)	オンあたり の円 (注5)	
----	--------------	------------------	--

(注5) 韓国ウォン/円は100通貨のレート表示を行い、1取引単位は100通貨となります。

(中略)

P10

(2) 証拠金の差入れ

新規に売買注文を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座 (追加) に振込送金する方法によって証拠金の入金を行うものとします。「SBI FXTRADE」は、当社が当該口座への証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引を行うことができます。証拠金の入出金は、金融機関等によって時間が掛かる場合があります、これに起因するお客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず、反映までに2 営業日程度時間を要する場合があります。不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

(中略)

P11

ロスカット方式	ロスカット水準	ロスカット対象
口座全体	証拠金維持率が 50%を下回った場合	すべての建玉
通貨ペア別計算	通貨ペア別の未決済建玉に係る取引必要証拠金から当該通貨ペアの評価損を差し引いた額が、未決済建玉に係る取引必要証拠金の 50%を下回った場合	当該通貨ペアのすべての建玉

ただし、相場の状況によってロスカット水準に達した

場合でも即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されるおそれがあり、相場の急激な変動によって預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。

(削除)

(現行通り)

#### c) 新規建玉注文の自動取消

・個人口座、法人口座のお客様にかかわらず、口座全体の証拠金維持率が100%を下回った場合、当社は、すべての未約定の新規建玉注文を取消します (削除)。

(現行通り)

P12

#### ■ 課税上の取扱い

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)につきましては、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税×2.1%

(注)、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算できます。また、通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

(注) 復興特別所得税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対して0.315%)が、追加的に課税されるものです。

場合でも即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されるおそれがあり、相場の急激な変動によって預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。また、当社のロスカット方式につきましては、お客様が「口座全体」「通貨ペア別計算」の2種類から選択(初期設定は「口座全体」)することができます。「通貨ペア別計算」を選択された場合、ロスカット水準に該当する通貨ペアのロスカット損失額によっては、他の通貨ペアが証拠金規制に抵触する場合があります、不足額を解消していただく必要がありますのでご注意ください。

※(ご注意)一部の通貨ペアにおいては、スプレッド・取引必要証拠金と資産評価額との兼ね合いで新規注文が成立したと同時にロスカットとなる可能性がございますので、ご注意ください。

(中略)

#### c) 新規建玉注文の自動取消

・個人口座、法人口座のお客様にかかわらず、口座全体の証拠金維持率が100%を下回った場合、当社は、すべての未約定の新規建玉注文を取消します (ただし、通貨ペア別計算方式を除く。)。

(中略)

P12

#### ■ 課税上の取扱い

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)につきましては、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税×2.1%

(注)、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算できます。また、通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

(注) 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対して0.315%)が、追加的に課税されるものです。

(現行通り)

P16

(3) 証拠金の差入れ

新規に取引を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座 (FXクリアリング信託株式会社名義の金融機関口座を含む。) に振込送金する方法によって証拠金の入金を行うものとします。

「積立FX」は、当社が当該口座への証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引することができます。証拠金の入出金は、金融機関等によって時間が掛かる場合があります、これに起因するお客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず反映までに2 営業日程度時間を要する場合があります。

不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

(現行通り)

P18

(2) スワップポイント

「米ドル/円」の米ドルと日本円のように、異なる2 通貨間の金利差によって生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、2019年4 月現在では豪ドル金利の方が円金利より高くなっておりますので、豪ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取ることとなります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあり、スワップポイントの支払いによって損失が発生する可能性があります。

お客様が受け取る又は支払うこととなる1 日分のスワップポイントは、当社のカバー取引先との間で受け払いを行う1 日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。

(現行通り)

(中略)

P16

(3) 証拠金の差入れ

新規に取引を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座 (追加) に振込送金する方法によって証拠金の入金を行うものとします。

「積立FX」は、当社が当該口座への証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引することができます。証拠金の入出金は、金融機関等によって時間が掛かる場合があります、これに起因するお客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず反映までに2 営業日程度時間を要する場合があります。

不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

(中略)

P18

(2) スワップポイント

「米ドル/円」の米ドルと日本円のように、異なる2 通貨間の金利差によって生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、平成29年4 月現在では豪ドル金利の方が円金利より高くなっておりますので、豪ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取ることとなります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあり、スワップポイントの支払いによって損失が発生する可能性があります。

お客様が受け取る又は支払うこととなる1 日分のスワップポイントは、当社のカバー取引先との間で受け払いを行う1 日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。

(中略)

■ 課税上の取扱い

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）につきましては、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税×2.1%

（注）、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算できます。また、通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

（注）復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対して0.315%）が、追加的に課税されるものです。

（現行通り）

（2019年6月施行）

■ 課税上の取扱い

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）につきましては、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税×2.1%

（注）、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算できます。また、通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

（注）復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対して0.315%）が、追加的に課税されるものです。

（以下略）

（2018年12月施行）

以上